| 型式認定番号 | 自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　A10－1 | ポポニ<br>ＰＰＮ | ランドウォーカー株式会社<br>大阪府吹田市南金田２丁目20番10 |
| 交　A10－2 | 電動ハイブリッド自転車<br>ＣＹ－ＰＭ224 | 三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社<br>鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地 |
| 交　A10－3 | 電動ハイブリッド自転車<br>ＣＹ－ＰＬ226 | 三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社<br>鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地 |
| 交　A10－4 | 電動ハイブリッド自転車<br>ＣＹ－ＰＬ224 | 三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社<br>鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地 |
| 交　A10－5 | ＹＳ－33ハイブリッド<br>ＹＳ33Ｅ－01 | 有限会社バイク技術研究所<br>東京都八王子市大塚289－35 |
| 交　A10－6 | ヤマハパス<br>X714 | ヤマハ発動機株式会社<br>静岡県磐田市新貝2500番地 |
| 交　A10－7 | ＮＨＢ03<br>ＥＮＨＢ03 | パナソニックサイクルテック株式会社<br>大阪府柏原市片山町13－13 |
| 交　A10－8 | ＮＨＬ63<br>ＥＮＨＬ63 | パナソニックサイクルテック株式会社<br>大阪府柏原市片山町13－13 |
| 交　A10－9 | ブリヂストンアシスタ<br>A63 | ブリヂストンサイクル株式会社<br>埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１ |

**○国家公安委員会告示第八号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年二月十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

| 型式認定番号 | 原動機を用いる車いすの名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　K10－1 | スズキセニアカーＥＴ４Ｄ<br>ＥＴ４Ｄ６ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－2 | スズキセニアカーＥＴ４Ｅ<br>ＥＴ４Ｅ６ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－3 | スズキセニアカーＥＴ４Ｆ<br>ＥＴ４Ｆ６ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－4 | タウンカート<br>ＴＣ１Ａ４ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－5 | スズキモーターチェアＭＣ2000Ｓ／ＭＣ3000Ｓ<br>ＭＣ３Ｂ４ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－6 | スズキモーターチェアＭＣ2000Ｒ／ＭＣ3000Ｒ<br>ＭＣ３Ｒ４ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－7 | スズキモーターチェアＭＣ3000Ｐ<br>ＭＣ３Ｐ４ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－8 | カインドチェア<br>ＡＣ22Ｂ | スズキ株式会社<br>静岡県浜松市南区高塚町300番地 |
| 交　K10－9 | 暖<br>ＥＣＣ－003501 | 眞永工業有限会社<br>広島県広島市西区南観音５丁目13－28 |
| 交　K10－10 | ハンドル型電動車いす<br>ＢＴ40 | 株式会社アテックス<br>愛媛県松山市衣山１丁目２番５号 |
| 交　K10－11 | ハンドル型電動車いす<br>ＢＴ30 | 株式会社アテックス<br>愛媛県松山市衣山１丁目２番５号 |
| 交　K10－12 | ハンドル型電動車いす<br>ＳＢＴ40 | 株式会社アテックス<br>愛媛県松山市衣山１丁目２番５号 |
| 交　K10－13 | ハンドル型電動車いす<br>ＳＢＴ400 | 株式会社アテックス<br>愛媛県松山市衣山１丁目２番５号 |

**○経済産業省告示第四十四号**

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十三号（輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月五日

経済産業大臣　直嶋　正行

輸出貿易管理令別表第一の九の項（七）から（十）までに掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもののうち、次のすべてに該当することが当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるもの

一　購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

二　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの

三　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

**○経済産業省告示第四十五号**

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月五日

経済産業大臣　直嶋　正行